

保存種別 第1種

警察庁乙交第9号・乙附第15号

平成12年6月6日

警察庁次長

庁内各局部課長
各地方機関の長 殿
各道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部改正について

(依命通達)

標記の件については、別添のとおり、平成12年3月30日付け最高検企第86号をもって次長検事から通知されたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

12.3.31
最高検企第 86 号
平成12年3月30日

警察庁次長殿

次長検事 松浦



「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部改正について

(参考通知)

この度、標記の件について、別添1及び2のとおり検事長及び検事正に通達等したので、参考通知します。

検事長 殿

検事正 殿

次長検事 松 浦 恂

「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部改正について
(依命通達)

裁判所の事件に関する記録その他の書類が日本工業規格A列4番左横書きとなることに伴い、昭和50年4月1日付け最高検調第494号当職依命通達「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部を、下記のとおり改正したので、平成13年1月1日から同書式が実施されるよう司法警察職員に指示されたい。

なお、既に検事総長の承認を得て特例書式を制定している事項については、改めて検事総長の承認を得る必要はないので申し添える。

おって、本件については、法務省刑事局、最高裁判所及び警察庁と協議済みである。

記

標記のことについて、各庁の意見を参照し、昭和34年4月4日付け最高検日記企第340号当職依命通達「司法警察職員捜査書類様式例の特例について」により司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として制定することが認められている簡易な書式(以下「特例書式」という。)の標準となる書式(以下「標準書式」という。)を定めたので、次の事項に留意の上、標準書式に基づき特例書式を制定されたい。

第1 標準書式及びこれに基づく特例書式について

標準書式は、別添1のとおりであるから、これに基づいて特例書式を制定すること。

ただし、各庁の実情に応じ、標準書式に必要最小限度の変更を加えて特例書式とすることは差し支えない。

なお、標準書式に変更を加えることなく、これを特例書式とした場合には、前記

当職依命通達に基づく検事総長の承認を得ることを要しない。

第2 特例書式に関する指示について

特例書式を制定した際には、これを司法警察職員に対する一般的指示として警察に指示するものとする。

第3 特例書式の適用範囲について

標準書式は、特例書式自体の統一化を図るため定めたものであるから、既に各検事正において定めた特例書式を適用する事件の範囲になんらの変更をもたらすものでないこと。

第4 特例書式の運用について

標準書式の運用要領は、別添2のとおりであるから、特例書式の実施に際しては、同運用要領に沿った運用がなされるようその周知徹底を図ること。

別添 1

自動車等による業過傷事件特例書式目次

様式第1号 (その1)	送致書
同 (その2)	被疑事実の要旨
様式第2号 (その1)	実況見分調書
同 (その2)	
様式第3号	交通事故現場見取図
様式第4号 (その1)	被疑者供述調書
同 (その2)	
様式第5号 (その1)	被害者供述調書
同 (その2)	
様式第6号	参考人供述調書
様式第7号	供述調書継続用紙

関	主任検察官		

様式第1号

検 第 号

送 致 書

送致第 年 月 日 号

検 察 庁 殿
検察官警察署
司法警察員

印

下記被疑事件を送致する。

捜 査 報 告 書

年 月 日

警察署長 殿

警察署
司法

印

下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。

決裁
署長副署長
(次長)

罪 名	☐ 業務上過失傷害 刑法 211条前段 ☐ 道路交通法違反 同法 条 項 号 条 項 号 ☐			課 長
被 疑 者	ふりがな 氏 名 本 籍 住 居 職 業 免 許 前 科 前 歴	☐ 男 ☐ 女 年 月 日 生 誕 (歳) 外国人 登 録 年 月 日 (電話) 勤務先 (電話) 交付 年 月 日 第 号 公安委員会 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 天 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 自 ☐ 型 ☐ 通 ☐ 特 ☐ 二 ☐ 二 ☐ 特 ☐ 付 ☐ 引 ☐ 二 ☐ 二 ☐ 二 ☐ 二 ☐ 反 ☐ 反	係 長 主 任	
発覚の端緒	☐ 被疑者の申告 ☐ 被害者の申告 ☐ 第三者の申告 ☐ 警察官の現認 ☐			
関連事件送致	☐ 有 (氏名 送致年月日 年 月 日送致) ☐ 無 罪名 検察庁			
保護者又は身元引受人	氏 名	(歳)	続 柄	
	住 居	(電話)		
	職 業	勤務先	(電話)	
備 考				

(注意) ☐印のある欄については、該当の☐印の中にレを付けること。取扱者警電

被 疑 事 実 の 要 旨										
日 時		年 月 日 午 時 分 ころ				事故時 の 天 候		☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐		
場 所		先路上 (道路名 ☐ 交差点 ☐ 単路 ☐)								
被 害 者	被 害 者	車 種	氏 名	年 齢	職 業	傷 病 名	程 度	事 故 時 の 状 態		
				歳				☐ 治療 ☐ 全治 ☐ 約 ☐ 間	☐ 歩行中等 ☐ 車同乗中 ☐ 車運転中 ☐ 車同乗中	
				歳				☐ 治療 ☐ 全治 ☐ 約 ☐ 間	☐ 歩行中等 ☐ 車同乗中 ☐ 車運転中 ☐ 車同乗中	
				歳				☐ 治療 ☐ 全治 ☐ 約 ☐ 間	☐ 歩行中等 ☐ 車同乗中 ☐ 車運転中 ☐ 車同乗中	
				歳				☐ 治療 ☐ 全治 ☐ 約 ☐ 間	☐ 歩行中等 ☐ 車同乗中 ☐ 車運転中 ☐ 車同乗中	
	運 転 車 両	区分	車 種	登録(車両)番号		損 害 の 部 位 程 度				
		1				(☐ 大破 ☐ 中破 ☐ 小破 ☐ 軽微 約 円相当)				
		2				(☐ 大破 ☐ 中破 ☐ 小破 ☐ 軽微 約 円相当)				
	運 転 状 況	時 速	☐ 前 ☐ 右 ☐ 左 ☐ 先行 ☐ 並進 ☐ 停止中 ☐ 交差道路進行 ☐ 後 ☐ 左 ☐ 追従 ☐ 対向 ☐ 道路へ進出 ☐							
		約 km	☐ 右折 ☐ 左折 ☐ 直進 ☐ 転回 ☐ 横断 ☐ 徐行 ☐ 急停止 ☐							
歩行者等 の 状 況		☐ 横断中 ☐ 歩行中 ☐ 飛出し ☐ 佇立 ☐ 路上作業 ☐ 路上遊戯 ☐								
被 疑 者	運 転 車 両	車 種	☐ 自家用 ☐ 専業用 ()				登 録 (車 両)			
	運 転 状 況	時 速	☐ 直進 ☐ 右折 ☐ 左折 ☐ 横断 ☐ 進路変更 ☐ 追越し ☐ 追抜き ☐ 側方通過 ☐ すれちがい ☐ 転回 ☐ 発進 ☐ 後退 ☐ 追従 ☐ 滑走 ☐ 扉の開閉 ☐							
	過失 の 態 様	☐ 前方不注視 ☐ 被害者(車)の動静不注視 ☐ 徐行不履行 ☐ 一時停止不履行 ☐ 優先通行無視 ☐ 信号無視 ☐ 信号不確認 ☐ 安全不確認 (☐ 右 ☐ 左 ☐ 前 ☐ 後) ☐ 右左折不適 ☐ 追従不適 ☐ 追越(抜)不適 ☐ 速度超過 ☐ ハンドル・ブレーキ操作不適 ☐ すれちがい不適 ☐ 合図不履行 ☐ 居眠り ☐								
	過失 の 内 容									
	道 路 交 通 法 違 反	☐ 安全運転義務違反 ☐ 車間距離不保持 ☐ 一時停止不履行 ☐ 徐行義務違反 ☐ 優先通行無視 ☐ 信号無視 () ☐ 右左折違反 ☐ 追越違反 ☐ 追抜き違反 ☐ 横断歩行者妨害 ☐ 速度違反 (km超過) ☐ 右側通行 ☐ 事故不申告 ☐								
情 状	被疑者の過失 ☐ 有 (☐ 大 ☐ 中 ☐ 小) ☐ 無				示 談	成立 (円)				
	被害者の過失 ☐ 有 (☐ 大 ☐ 中 ☐ 小) ☐ 無					☐ 進行中 ☐ 見込みなし ☐ 不明				
意 見		☐ 厳重 ☐ 相当 ☐ 寛大 ☐ 刑事 ☐ 保護 ☐ 不処分 ☐								
		特記事項								

実 況 見 分 調 査 書

年 月 日

警察署 司法

④

被疑者

☐業務上過失傷害
☐道路交通法違反

被疑事件につき、本職は下記のとおり実況

見分をした。

見分日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで (天候)				
見分場所	先路上 (道路名)				
立 会 人					
現 場 道 路 の 状 況	路面状況	☐ 舗装 (☐ アスファルト ☐ コンクリート) ☐ 非舗装 (☐ 自然道 ☐ 砂利道) ☐ 平たん ☐ 凹凸 ☐ 乾燥 ☐ 湿潤 ☐ 泥ねい ☐ 水たまり ☐ 積雪 (約 cm) ☐ 凍結 ☐			
	交通	☐ 最高速度 km/h ☐ 追越しのための右側部分はみだし禁止 ☐ 一方通行 ☐ 駐車禁止 ☐ 一時停止 ☐ 転回禁止 ☐ 車両通行止め ☐ 車両横断禁止 ☐ 優先道路 ☐ 歩行者横断禁止 ☐ 右折禁止 ☐ 左折禁止 ☐ 信号機 ☐ 作動中 ☐ なし ☐ 休止中			
	道路	☐ 市街地 ☐ 非市街地 ☐ 交通頻繁 ☐ 交通普通 ☐ 交通閑散 ☐ 勾配 方面へ ☐ 上り ☐ 下り 100 ☐ 工事中 ☐ 夜間 ☐ 明 (☐ 照明 ☐ 月明) ☐ 暗			
	条件	運転者からの視えし ☐ 前方 (☐ 良 ☐ 不良) ☐ 後方 (☐ 良 ☐ 不良) ☐ 右方 (☐ 良 ☐ 不良) ☐ 左方 (☐ 良 ☐ 不良)			
		運転者前方からの視えし ☐ 前方 (☐ 良 ☐ 不良) ☐ 後方 (☐ 良 ☐ 不良) ☐ 右方 (☐ 良 ☐ 不良) ☐ 左方 (☐ 良 ☐ 不良)			
	運 転 車 両 の 状 況	車種	番号	長さ m	幅 m
ハットルの位置 ☐ 右 ☐ 左		定員	名	最大積載量 kg	積載品
事故当時の積載重量 kg		事故当時の積載容量 長さ m 幅 m 高さ m			
損害の部位・程度・状況					
実験結果		ハットル ☐ 良 ☐ 不良 ブレーキ ☐ 良 ☐ 不良 前照灯 ☐ 良 ☐ 不良 方向指示器 ☐ 良 ☐ 不良 尾灯 ☐ 良 ☐ 不良 制動灯 ☐ 良 ☐ 不良			
その他					
運 転 車 両 の 状 況	車種	番号	長さ m	幅 m	高さ m
	ハットルの位置 ☐ 右 ☐ 左	定員	名	最大積載量 kg	積載品
	事故当時の積載重量 kg		事故当時の積載容量 長さ m 幅 m 高さ m		
	損害の部位・程度・状況				
	実験結果	ハットル ☐ 良 ☐ 不良 ブレーキ ☐ 良 ☐ 不良 前照灯 ☐ 良 ☐ 不良 方向指示器 ☐ 良 ☐ 不良 尾灯 ☐ 良 ☐ 不良 制動灯 ☐ 良 ☐ 不良			
	その他				
そ の 他 見 分 状 況					

(注意) ☐印のある欄については、該当の☐印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

立 会 人 の 指 示 説 明 (交 通 事 故 現 場 見 取 図 の と お り)	立会人	の指示説明	
	・事故時の天候は	・見とおしの距離は○の地点で	方約 m
	した地点は○		
	☐ 右折 ☐ 後退 ☐ 左折	の合図をした地点は○	その時の相手は○
	・最初に相手を発見した地点は	○	その時の相手は○
	・危険を感じた地点は	○	その時の相手は○
	・ハンドルを ☐ 右 ☐ 左に切った地点は	○	その時の相手は○
	・ブレーキをかけた地点は	○	その時の相手は○
	☐ 衝突 ☐ 追突 ☐ 接触	した地点は (×)	その時の私は○ 相手は○
	が ☐ 停止 ☐ 転倒	した地点は○	が ☐ 停止 ☐ 転倒した地点は○
	見とおしを妨げたもの、運転操作等に影響を及ぼしたものは ☐ あった。 ☐ なかった。		
	その地点は○、それは		
補 助 者	☐ 写真 葉を をして撮影させ末尾に添付した。		
	☐ 立体写真 組を をして撮影させ ☐ 末尾に添付 ☐ 警察に保管 した。		
	☐ 司法 に実況見分の補助をさせた。		

交通事故現場見取図

凡 例		関 係 距 離	
▽▽	基 点	▽～◎ m	◎～◎ m
◎	衝突・接触・追突地点	▽～◎ m	◎～◎ m
□□	四 輪 車	◎～◎ m	スリップ痕
○→	二 輪 車	◎～◎ m	
→ ①②③	の進路	◎～◎ m	
→ ④⑤⑥	の進路	◎～◎ m	
→ ⑦⑧⑨	の進路	◎～◎ m	
◎	目撃者の位置	◎～◎ m	
方 位			

縮尺 1/—

- 注 意 事 項
- 1 凡例に掲げていない道路状況、道路標示、散乱物、バス停留所及び立木等で事故に関係があると認められるものについては、適宜凡例を定めて凡例欄に記入すること。
 - 2 縮尺は1/30.0を原則とするが、事案に応じ適宜変更することはない。
 - 3 関係地点間の距離は、できる限り測定基点が明らかになるよう図示すること。

作成者

警察署

司法

被疑者供述調書(年 月 日 において取調べ)

氏名	☐ 大 ☐ 平 年 月 日生(歳) ☐ 昭
----	--

本籍

住居

(電話)

職業

勤務先

(電話)

上記の者に対する業務上過失傷害、道路交通法違反被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

前科

1 前科は

業務上過失致死傷 回、道路交通法違反 回、その他 回

前歴

2 前科にはなりませんが、その他の前歴は

業務上過失致死傷 回、道路交通法違反 回(内反則行為 回)、その他 回

運転免許

免許の種類は 免許で 年 月 日に取得し、
公安委員会から交付を受けました。そして 年 月 日に更新しました。
番号は第 号です。運転経験は 年 月です。

運転車両

保有者は です。
車種は で、登録(車両)番号は です。

1 私が事故を起こしたのは、 年 月 日 午 時 分 ころです。

2 同乗者は、

3 事故を起こした場所は、 です。

4 事故を起こす前、私は のために

通りを 方面から 方面に向けて

を運転して時速約 kmで

進行していました。

積荷は、

5 ハンドル、ブレーキ等の故障は、

6 事故当時の天候は、

道路の状態は、

見とおしは、

照明は、

歩行者、車両の状況は、

7 事故を起こした状況を で説明します。

(1) 事故前の私の状況は、

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

(2) 私が最初に被害者(相手の車)を発見したとき、私は 〇の地点、
相手方は 〇の地点におり、相互の距離は約 mでした。そのときの
私の車の速度は時速約 kmでした。

(3) そのときの被害者(相手の車)の動静は、

(4) そこで私のとった措置は、

(5) ぶつかったのは⑩の地点で、私の車の 相手方の
ぶつかり、相手方は 私の方は

8 この事故の結果、

9 この事故を起こした原因は、私が

10 私がそのような不注意な運転をした理由は、

11 事故後の措置は、

12 相手方の治療代等については、

13

供述人

印

以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。

前 同 日

警察署 司法

印

被害者供述調書 (年 月 日) において取調べ

氏 名		☐ 明 ☐ 昭 ☐ 大 ☐ 平	年 月 日生 (歳)
-----	--	--	--------------

住 居	(電話)		
-----	--------	--	--

職 業	勤務先	(電話)
-----	-----	--------

上記の者は、本職に対し、任意次のおり供述した。

1 私は、 年 月 日 午 時 分 ころ、

で交通事故に遭いました。

2 この事故は私が、

3 相手方は、

4 この事故の状況を説明しますと、

私が上記日時場所を

方面から

方面に向かって

5 事故のとき、加害車両を運転していたのは、

で、

同乗者は

でした。

6 この事故の原因について思い当たる点は、

(注意) ☐印のある欄については、該当の☐印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

7 私の落度は、

8 私のけがは、

9 私の車の損害は、

10 治療代の支払や示談の点は、

11 相手方に対する処罰は、

12

供述人

印

以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名

印した。

前 同 日

警察署 司法

印

参考人(口目撃者口同乗者口保護者口その他) 供述調書

(年 月 日) において取調べ

氏名 ☐明 ☐昭 ☐大 ☐平 年 月 日生(歳)住居 (電話)職業 勤務先 (電話)

上記の者は、本職に対し、任意次のとおり供述した。

1 私は、 年 月 日午 時 分ころ、

で発生した交通

事故のことについてお話しします。

供述人

印

以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。

前 同 日

警察署 司法

印

(注意) 口印のある欄については、該当の口印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

第1 送致書、捜査報告書

1 被疑者欄

前科、前歴欄には、業務上過失致死傷、道路交通法違反、その他の三欄があるが、その他欄については、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償保障法、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反等いわゆる交通関係法令違反事件に限って記入させ、前歴については、前科となった事件以外の事件の検挙歴を記入させること。

業務上過失致死傷事件と道路交通法違反事件とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は業務上過失致死傷の回数に、業務上過失致死傷事件又は道路交通法違反事件と他の犯罪とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合はそれぞれ業務上過失致死傷又は道路交通法違反の回数に記入させること。

2 発覚の端緒欄

本欄には、申告の月日時等を記入する余白がないが、事故不申告等の事犯について申告月日時、事故発覚の端緒、経過など申告に関する状況を明らかにする必要がある場合は、別個の捜査報告書を作成させて末尾に添付させること。

3 罪名、罰条欄

本欄について、業務上過失傷害事件のほか道路交通法違反事件等交通関係法令違反事件の罪名、罰条欄を設けたのは、それら事件が本書式を使用して同時に送致されることが予想されるためである。道路交通法違反事件等を同時送致させるかどうか、同時送致させる場合にどの範囲に限定するかなど、その取扱いについては各庁の実情に応じ従来の例によることとなる。

4 関連事件送致欄

本欄は、相被疑事件として当事者を一括送致する場合に記入させるほか、相被疑事件で当事者が成人と少年であるとき、雇用者及び運行管理者等を立件するとき、道路交通法違反事件として送致した後で、被害者から診断書が提出され、業務上過失傷害事件として改めて送致するとき（この場合には別途至急連絡させることではあるが）など一括送致できない場合にも記入させること。

5 備考欄

本欄には、例えば、

- (1) 前科、前歴欄に記入した事項について特に説明を必要とするとき
- (2) 事故の関係者を反則事件として告知したとき
- (3) 被疑者に転職、転居等の予定があるとき

など捜査処理上参考となる事項につき、その事実又はその理由を記載させること。

6. 被害者（車）欄

(1) 被害者欄

本欄の運転車両区分は、被害者が下欄の運転車両欄の区分番号のいずれの車両に乗車していたかを明らかにするものであるから、被害者ごとに下欄の区分番号を記入させること。したがって、被害者が歩行者、被疑車両の同乗者等である場合は、この欄は記入されないこととなる。

(2) 運転車両欄

本欄の車種については、道路交通法第2条に定める車両の定義に従い記入させること。

車両のうち自動車にあつては、乗用、貨物の別に道路交通法第3条に定める自動車の種類を記入させること（例えば、普通乗用自動車、大型貨物自動車等）。

損害の部位については主たる部位を記入させ、損害の程度については、大破・中破・小破・軽微の区分に従って（ ）内の該当の口印内に✓を付け、さらに、修理見積額が判明するものについては、（ ）内の該当箇所にその修理見積額を記入させること。

なお、車両に損傷はなかったが、同車両に乗車している者が傷害を負った場合には、受傷者は被害者欄に記入されることとなるので、被害者と車両との関係を明らかにするため当該車両を運転車両欄に記入し、区分番号を明記し、その区分番号を被害者欄の運転車両区分の欄に記入させること。

右の場合とは逆に、いわゆる玉突き衝突等により車両は損傷したが、同車両に乗車している者が傷害を負っていない場合にも当該車両を運転車両欄に記入させること。

(3) 運転状況欄

本欄は、被害車両の事故発生直前の速度及び被疑者からみた被害車両の事故直前の状態を明らかにするために設けられたものである（右折、左折については、被害車両を中心にして記入させること）。

被害車両が複数である場合は、事故原因と直接的関係にある被害車両を記入させること。

なお、本欄の記入に当たっては、左記の例を参考にして記入させること。

ア 被害車両であるバスが左前方で停止中の場合

上欄は□前 □左 □停止中となり、下欄には✓を付けない。

イ 被害車両を追従中、同車が急停止した場合

上欄は□前 □先行となり、下欄は□急停止となる。

ウ 交差道路を左側から進行してきた被害車両と交差点で衝突した場合

- 上欄は ☐ 左 ☐ 交差道路進行となり、下欄は ☐ 直進 ☐ 横断となる。
- エ 被害車両が左前方の空地から徐行して道路へ進出した場合
上欄は ☐ 前 ☐ 左 ☐ 道路へ進出となり、下欄は ☐ 徐行となる。
- オ 右前方を進行中の被害車両が急に左折を開始した場合
上欄は ☐ 前 ☐ 右 ☐ 先行となり、下欄は ☐ 左折となる。

(4) 歩行者等の状況欄

本欄は、車両の運転者、同乗者を除く歩行者、佇立者、路上作業者、路上遊戯者等の事故直前の状況について記入させること。

点線下欄は補足説明のためのものであり、例えば、「小走りで左から右へ斜め横断」「横断歩道横断中」「横断歩道外横断中」等必要事項を記入させること。

7 被疑者（車）欄

(1) 運転車両欄

本欄の車種については、自家用、事業用を√印で区別するほか、被害者（車）欄の運転車両欄の記入要領に従い記入させること。

なお、（ ）は、警察における点数制度運用上必要があるので、次に定める車種の略号のうち該当する略号をその中に記入させるため設けたものである。

大	大	特	大	路	マイ	普	普	三	軽	軽	軽	ミ	大	普	軽	二	一	小
型				面	クロ				四	四		二	自	自		種	種	
バス	貨	貨	特	電	バス	乗	貨	輪	乗	貨	三	カ	二	二	二	原	原	特

(2) 過失の態様欄

過失の態様は多岐にわたり、これをすべて網羅することは不可能なため比較的多発する過失の態様を選んで列挙したものである。

(3) 過失の内容欄

上欄の過失の態様のみではその内容を明らかにすることができないので、本欄は過失の内容を中心として犯罪事実を正確かつ簡潔に記述させるため設けられたものである。

例えば、過失の態様が「前方不注視」の場合

前車に追従中、伝票を取り出そうとしてわき見し、前方注視を怠った過失により、停止した前車をその後方約1.0メートルに至って初めて発見し、急制動の措置を講じたが衝突。

(4) 道路交通法違反欄

本欄は、業務上過失傷害事件と道路交通法違反事件とを同時送致した場合（「罪名、罰条」欄に両者を表示した場合）にのみ記入させるものである。下部の余白箇所は、必要に応じ上記の違反の具体的内容を補充説明させるためのものである。

なお、道路交通法違反事件以外の交通関係法令違反事件を本書式を使用して同時送致させる場合は、別紙を使用してその違反内容を記載させることとなる。

8 意見欄

本欄上欄中の「刑事」「保護」「不処分」は少年事件についてのみ使用し、適合する不動文字がない場合は余白の口印の中に✓を付け、適合する字句を記載させること。

特記事項欄は、上記の意見を付するに至った具体的理由等を必要に応じ記述させること。

第2 実況見分調書

1 現場道路の状況欄

交通規制欄の（ ）内には、事故当時、日又は時間を限って交通規制が行われていた場合にその規制の日又は時間を記入させること。

交差点事故において、交差道路の速度規制が異なる場合には、本欄の最高速度の箇所には、被疑者が進行した道路の最高速度を記入させ、被害者が進行した道路の最高速度は「その他見分状況」欄に記入させること。

2 運転車両の状況欄

「その他」欄には、装置不良の具体的状況、車両の改造状況、タイヤの摩耗状況、スノータイヤ、スパイクタイヤの使用状況、タイヤチェーンの着装状況、貨物の積荷の状況、運転視野を妨げた貼付物の状況、前照灯の照射距離等事故発生に影響のあると認められる事項について記述させること。

3 その他見分状況欄

本欄には、道路凹凸の状況、信号機のサイクル、雨、霧、煙等による視界の障害状況等現場の実況見分の結果、事故発生に影響のあると認められる事項について記述させること。

4 立会人の指示説明欄

立会人が2人以上である場合に、立会人それぞれの指示内容がおおむね一致するときは、指示説明欄の記載については、被疑者以外の者の指示は記載を要しないが、その場合は、「立会人 の指示説明」の空白部分にその立会人の氏名を記入させ、その下部の余白部分にその者の指示内容が被疑者のそれとおおむね一致していることを記載させること。

なお、立会人それぞれの指示内容がくい違うなどにより、各別に指示内容を記載させる必要がある場合には、「立会人 〃 〃 〃 の指示説明」の空白部分に立会人の氏名を記入し、その下部の余白部分に上部記載の例にならって記載させるとともに、それぞれの主張を明らかにするため必要に応じ交通事故現場見取図を各別に作成させること。

5. 補助者欄

本欄の「実況見分の補助をさせた」者とは、例えば、実況見分者とともに現場に赴き、基点の設定、距離の測定等の行為を行い、あるいは交通事故現場見取図のもととなるメモ等を作成するなど、実況見分を実質的に補助した者をいい、単に交通整理に従事したにすぎない者等は含まれない。

第3 被疑者供述調書

犯罪事実に関する供述部分中、「7 事故を起こした状況を 〃 〃 〃 で説明します。」とし、空白部分を設けたのは、被疑者に示すものが交通事故現場見取図に限らず、その見取図の原図あるいはメモ又は被疑者作成の現場見取図の場合も考えられるからである。

高等検察庁次席検事 殿

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長 宗 像 紀 夫

「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部改正について（通知）
本日付け最高検企第84号次長検事依命通達をもって標記通達の全部が改正され、平成13年1月1日から施行されることになりましたが、その主な改正点は下記のとおりですので、通知します。

記

様式の主な改正点

1. 書式を日本工業規格A列4番に改正するとともに、字句の修正を行った。
2. 書式中の元号を削った。
3. 「罪名、罰条」欄を、「被疑者」欄の前に変更した。
4. 書式中の「本籍」、「住居」及び「場所」欄の「都道府県」及び「郡市区」は、書類作成上の便宜及びOA機器への対応を考慮し削除した。
5. 様式第3号「交通事故現場見取図」は、事故現場の状況により適宜用紙規格を変更できるよう用紙規格を指定しないこととした。
6. 被疑者供述調書中の「生年月日」欄の元号を、「大、昭、平」に改めた。
7. 被害者、参考人の各供述調書中の「生年月日」欄に、「平」を加えた。